

静岡市 商業活性化グループ事業補助金 応募要項

1. 事業内容

地域経済の活性化及び市内のにぎわいの創出を図るため、地域の事業者等により組織された商業グループ（以下の条件を満たす団体のこと）による商業活性化事業の提案を募集し、採択した事業に対し、静岡市がその事業費の一部を補助します。

2. 募集期間

応募期間：令和6年4月1日（月）～ 予算額に達し次第、受付終了
（予算残額によって追加の募集の有無を決定します。）

3. 申請対象団体

次に掲げる4つの要件を全て満たすことが条件です。

- (1) 団体構成員のうち5人以上が市の区域内において 主たる事業として小売業、飲食業等（※） を営む者であること。
- (2) 団体が、商店街団体でないこと（飲食店組合等特定の事業により構成される団体は対象）。
- (3) 団体が、単一の商店街団体に属する者のみを構成員とするものでないこと。
- (4) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員をメンバーに含んでいないこと
（例1）商店街に属さないA地域において組織される小売業者の団体
（例2）A商店街とB商店街の有志メンバーで構成される団体
（例3）A商店街の若手一部メンバーと地域の学生で構成される団体） など

（※）小売業、飲食業等について

日本標準産業分類（総務省）における小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業に該当するものであること。実店舗を持たずネット販売のみを行う無店舗型小売業等は構成員のメンバーに該当しません。

4. 募集事業

商業グループが、市内の商業振興及びにぎわい創出のために行う次に掲げる事業

- (1) 商業の振興を目的としたイベントを開催する事業
- (2) 商業グループが活動する地域の魅力向上を目的とした情報発信事業
- (3) 地域経済活性化及び市内のにぎわい創出を目的とし、先進性又は新規性が高い事業

対象とならない事業

- × 単なる大売出し・セール、商業グループのみを対象としたイベント
- × 収益を直接の目的とする事業
- × 施設の整備に係る事業(例 防犯灯の設置)

5. 補助金額

事業費の3分の2以内で、上限50万円(補助金1,000円未満の端数切捨て)

【注意事項】

一つの商業グループが複数年度に同一の事業を実施する場合、補助金の交付は、通算して3回までです。

6. 事業選定基準

提案していただいた事業について、以下の観点などから総合的に判断します。

- (1) 補助事業が市内の商業活性化に寄与するか
- (2) 補助事業の事業費の積算が適正であるか
- (3) 補助事業の実施体制(運営体制)が整っているか
- (4) 補助事業の内容に新規性や先進性があるか
- (5) 補助事業が次年度以降も継続的に行われる見込みがあるか

※以下のような事業は不採択といたします。

- (1) グループとしての活動実態が確認できない団体による事業
- (2) 特定の商品の販売の促進を目的とする事業

7. 補助対象期間

採択後、交付決定日以降から令和7年3月31日まで

※交付決定前及び事業期間終了後に発生した経費については補助対象にはなりません。

8. 提出書類及び提出方法

以下の必要書類を、静岡市商業労政課まで直接ご持参ください。

- (1) 静岡市商業活性化グループ事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 商業活性化グループ事業企画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- (5) 商業活性化グループ事業を実施する場所の地図
- (6) 商業グループ構成員名簿(様式第4号)
- (7) 商業グループの構成員に商店街団体に属する者がいる場合にあっては、当該者の属する商店街団体を確認することができる書類
- (8) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

※なお、提出された書類等は返却いたしませんので、必ず控えを各自でお取りください。

9. 補助の対象となる経費

(1) 広告宣伝費

【主な対象経費】

新聞広告の掲載費用、チラシ・ポスターの印刷、折り込み費用、

会場・会場案内用の看板作成費用、イベント用のぼり旗、ペナント等の作成経費 等

- チラシ等において、イベントのPR以外を主な目的としたものについては、補助の対象となりません。
- 単純なセールのチラシなどは補助の対象とはなりません。

(2) 報償費

【主な対象経費】

出演者（踊り・司会・バンド等）への謝金等（出演料）。

- 本事業は商業グループの自主的な事業に対する助成ですので、グループ関係者（商店主・店員等）に対する出演者謝金は本補助金の対象となりません。
- アマチュアに対する謝礼は、過度にならないように注意してください。（1団体2～3万円程度）
- 出演者へのお土産や飲食代金（イベント中の食事等含む）も対象となりません。

(3) 物件費

【主な対象経費】

ステージ設営や音源機器などの機材のリース料、会場の借り上げ料、景品代、電気料・水道料・ガス代金（金額の算定の可能なもの。謝礼は不可。）

- 事業で利用する機材等の購入はリースで対応してください。
- 事業の趣旨とは関係のない、ただ単に来客に無料で配布するような物品購入費は、補助対象の経費として認められません。
- 景品代は事業と連動したもののみが対象となります。
各個店の収益に直接つながるようなものは原則として対象外です。

(4) 委託費

【主な対象経費】

会場設営などのイベント業者への委託料、デザイン費、看板の取付工事費、電気工事費設計費及び計画作成費 等

- 委託料は委託内容を明記するか仕様書を添付し、委託内容を明らかにしてください。

(5) 事務費

【主な対象経費】

イベントのためのアルバイトの賃金（原則としてイベント当日のみとするが、イベントの内容によっては、イベント前後の会場準備・片付け等のアルバイトも可とする。）
交通整理員、ガードマンの賃金又は委託料（警備会社へ依頼した場合）、イベントのゴミ処理代金、コピー代・フィルム・現像代、文房具等の消耗品、支払いで必要となる振込手数料、その他手数料、保険料 など

- 本事業は団体の自主的な事業に対する助成ですので、団体関係者（商店主・店員等）に対するアルバイト賃金の支払は対象となりません。
- アルバイトやボランティアへのお土産や飲食代金（イベント中の食事等含む）も対象となりません。
- コピー代、フィルム代、現像代は実費が対象となります。
- コピーや写真の現像は通常それらを業務として扱っているお店で実施してください。通常業務として行っていないところ（印刷屋、文具店、コンビニ等以外）で発生した費用を補助対象として計上する場合は、近隣の一般的な価格よりも単価が安い場合のみ、補助対象となります。
- プリンターのインクを計上する場合、印刷枚数と近隣の一般的な単価で計算した結果、インク購入の方が安い場合に補助対象となります。

(6) 会議費

【主な対象経費】

事業実施のための打ち合わせ用の会場及び機材の賃借料・使用料
(料金設定のあるものに限る。)

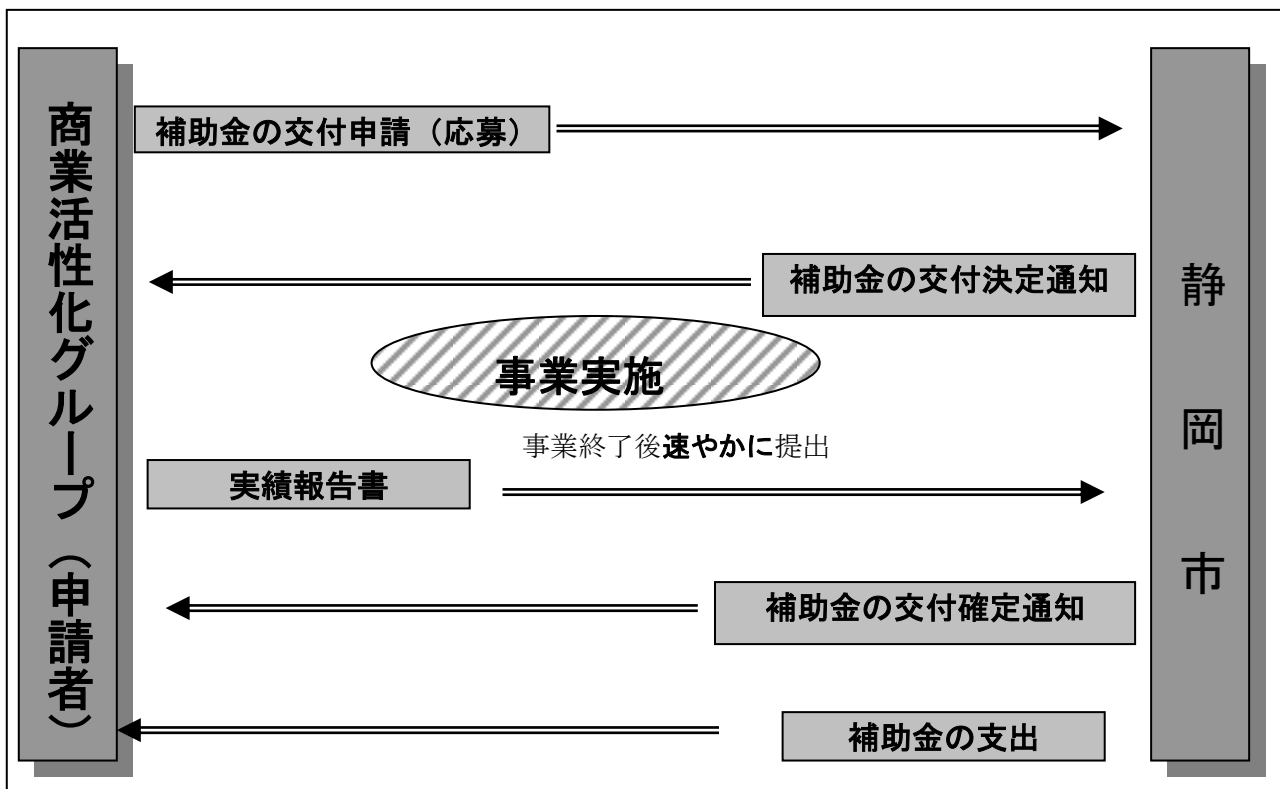
- 事業実施に必要な会議を開催する経費ですので、飲酒を伴うような場合は会議自体が補助の対象となりません。また、会議の飲食（茶菓子、コーヒー等）代金は対象となりません。
- 会議を開催した場合は会議録と実施状況の写真を添付してください。

(7) 研究費

【主な対象経費】

書籍の購入経費など、事業の企画に必要な資料収集経費

採択された場合の補助金の申請から支払いまでの流れ



【問合せ先】

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市経済局商工部商業労政課 商業・まちなか活性化係
TEL : 054-354-2306 FAX : 054-354-2132
E-mail : shogyo@city.shizuoka.lg.jp